

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

#### 新潟県規則第4号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p><b>第30条</b> 2級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務（以下「2級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽して正面から撮影した</u>写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p><b>第30条</b> 2級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務（以下「2級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽し正面から上半身を写した</u>写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。